

令和 8 年 5 月 27 日
 大臣官房技術調査課
 大臣官房官庁営繕部整備課
 大臣官房公共事業調査室
 港湾局技術企画課
 航空局航空ネットワーク部空港技術課

公共工事の施工体制の点検結果を公表します！ ～令和 7 年度公共工事の施工体制の全国一斉点検の結果～

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、国土交通省直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検」を実施した結果、多くの工事において適切な施工体制が確保されていることが分かりましたのでお知らせします。

1. 背景

公共工事を適切に実施するためには、点検等を通じて施工体制を適正なものとするのが重要であることから、国土交通省では平成 14 年度から毎年直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を実施しており、令和 7 年度も 10 月から 12 月に稼働している 555 件の直轄工事を対象に実施しました。

2. 点検結果の概要

概要は、別紙のとおりです。

○点検（1）主任技術者・監理技術者に関する点検

監理技術者・主任技術者の専任配置について、全て適切に配置されていることを確認しました。また、建設業法改正に伴い令和 2 年度から監理技術者補佐の配置に関しても、適切に配置されていることを確認しました。

○点検（2）下請負人との契約や支払いに関する点検

点検した全ての工事において、元請負人が建設業許可を受けている適切な下請負人と契約していることを確認しました。

○点検（3）施工体制台帳に関する点検

点検した全ての工事において、施工体制台帳が作成されていることが確認できました。一方で、施工体制台帳に記載すべき内容の未記入により不備となった工事がありましたが速やかに改善されています。また、施工体系図、建設業許可票の提示が適切でなかった工事がありましたが、速やかに改善されています。

○点検（4）下請負人への点検

下請負人の主任技術者資格については、点検した全ての工事において、適正に配置されていることを確認しました。また、元請負人と下請負人との資機材の取引については、点検した全ての工事において適正に取引されていることを確認しました。

<問合せ先>

大臣官房技術調査課	工事監視官	森 芳徳
TEL (03) 5253-8111 (内線 22306)	直通 (03) 5253-8221	
大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	課長補佐	松岡 幸雄
TEL (03) 5253-8111 (内線 23414)	直通 (03) 5253-8240	
大臣官房公共事業調査室	課長補佐	佐藤 嘉哉
TEL (03) 5253-8111 (内線 24296)	直通 (03) 5253-8258	
港湾局技術企画課	港湾工事安全推進官	柳 幸一
TEL (03) 5253-8111 (内線 46538)	直通 (03) 5253-8677	
航空局航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐	大谷 琢磨
TEL (03) 5253-8111 (内線 49502)	直通 (03) 5253-8725	



一点検結果の概要

1. 今年度の点検結果

(1) 点検結果の総括

- 全体で 555 件の工事を点検（調査発出時点での稼働中工事 7,883 件の約 7.0%）。(R6 : 全体で 555 件の工事 (10 月 1 日時点での稼働中工事 7,776 件の約 7.1%))
このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている工事 14 件で点検を実施。また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、1 件で点検を実施。（低入札工事と重点的な監督業務を実施する工事の合計が点検件数 555 件の約 2.7%）
- 点検を実施した結果は概ね良好であったが、建設業法違反に該当する工事がのべ 4 件あった。（以下、建設業法違反に関する点検項目。）
- 施工台帳に記載すべき内容の下請負人に関する事項のうち作業員名簿に不備があった。（1 件）
- 施工体系図の掲示内容に不備があった。（2 件）
- 建設業許可票の提示に不備があった。（1 件）
- 違反があったのべ 4 件の工事については、いずれも点検時に受注者に対して改善指示を実施し、その後速やかに改善された。

(2) 点検項目別の点検概要

① 点検（1）主任技術者・監理技術者に関する点検

- 監理技術者や主任技術者、専門技術者の設置においては、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は該当がなかった。

② 点検（2）下請負人との契約や支払いに関する点検

- 下請負人の建設業許可においては、点検した全ての対象工事で適正であった。
- 当初契約時での下請契約に関する点検においては、指導事項が 22 件あった。
このうち、指導事項があった点検項目は、「一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されているが、機械費等必要な経費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない」工事が 17 件、「一部の下請契約で契約書等に、機械費等必要な経費又は材料費が含まれているか否かが明記されているが、契約工種、工事数量が明記されていない（一式契約の工種が含まれる）部分がある」工事が 3 件、「全て又は一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が明記されていない（一式契約の工種がある）部分があり、機械費等必要な経費又は材料費が含まれているか否かも明記されていない」工事が 2 件であった。
- 変更契約時での下請契約に関する点検においても、「追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない」工事が 4 件あった。
- 下請代金の適切な支払いについては、指導事項に該当するものとして「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、手形期間が 60 日以内となっていない」工事が 7 件、「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない」工事が 1 件あった。
- 一括下請負（丸投げ）の禁止については、点検した全ての工事で元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できた。

③ 点検（３）施工体制台帳に関する点検

- 施工体制台帳に記載すべき内容の下請負人に関する事項のうち作業員名簿に不備がある工事が1件あった。
- 施工体系図の掲示内容について、「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されているが、「施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）」工事が1件、「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていない工事が1件あった。
- 建設業許可票の提示について、「発注者から直接請け負った工事であるが、元請負人の建設業許可の掲示が確認できない」工事が1件あった。
- 上記工事については、点検時に受注者に対して改善指示を実施し、その後速やかに改善された。

④ 点検（４）下請負人への点検

- 下請負人の主任技術者の資格では、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任されていることが確認できた。
- 特定専門工事の主任技術者の配置では、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任されていることが確認できた。
- 下請負人の主任技術者の専任では、下請負人が把握されている全ての工事で主任技術者を専任していることが確認できた。
- 請負契約の締結では、下請負人が把握されている全ての工事で注文者が自己の取引上地位を不当に利用していないことが確認できた。
- 資機材の取引に関する契約においても、建設業法違反に該当する工事はなかった。

(3) 継続的な改善がある調査項目

① 監理技術者資格者証及び修了証

監理技術者資格者証の点検については、令和元年度の建設業法改正により新たに監理技術者補佐の配置制度が創設されたことを受け、監理技術者補佐の確認も行った。今年度の点検では、監理技術者補佐が専任されている工事が4件あった。また、令和6年度の建設業法改正により、一定の要件に合致する工事に関して監理技術者が複数現場を兼任することが可能となったが、この理由による不在で確認することができなかった工事が3件あった。

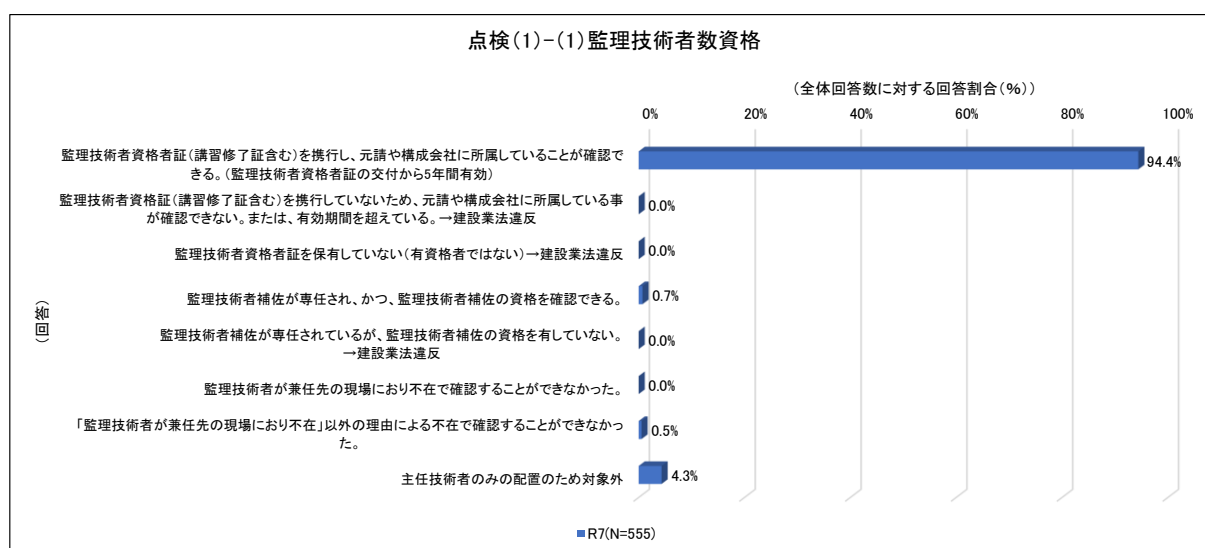


図1 監理技術者資格及び監理技術者補佐の資格に関する点検結果

② 下請負人の建設業許可

下請負人の建設業許可については、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認できた。

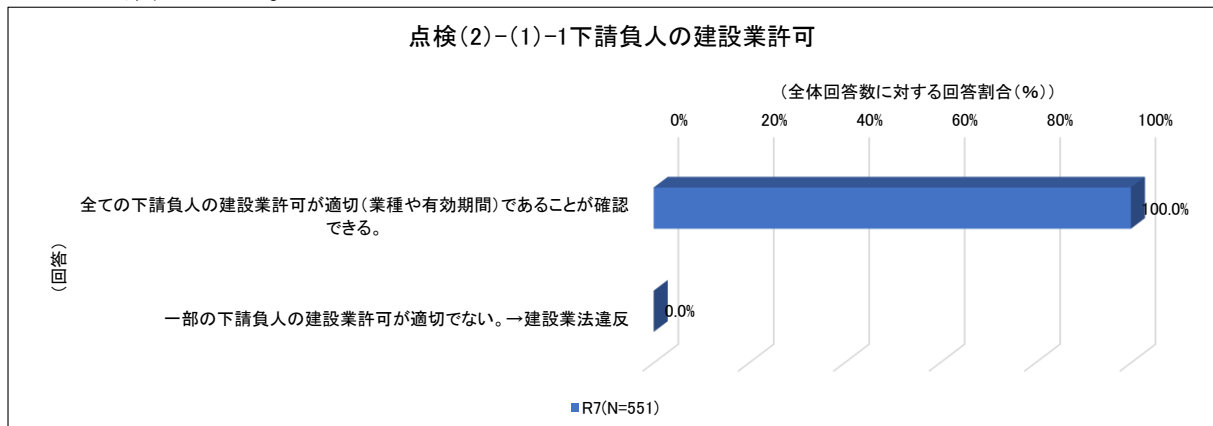


図2 下請負人の建設業許可に関する点検結果

③ 施工体制台帳の作成

施工体制台帳については、点検した全ての工事で作成されていることが確認された。

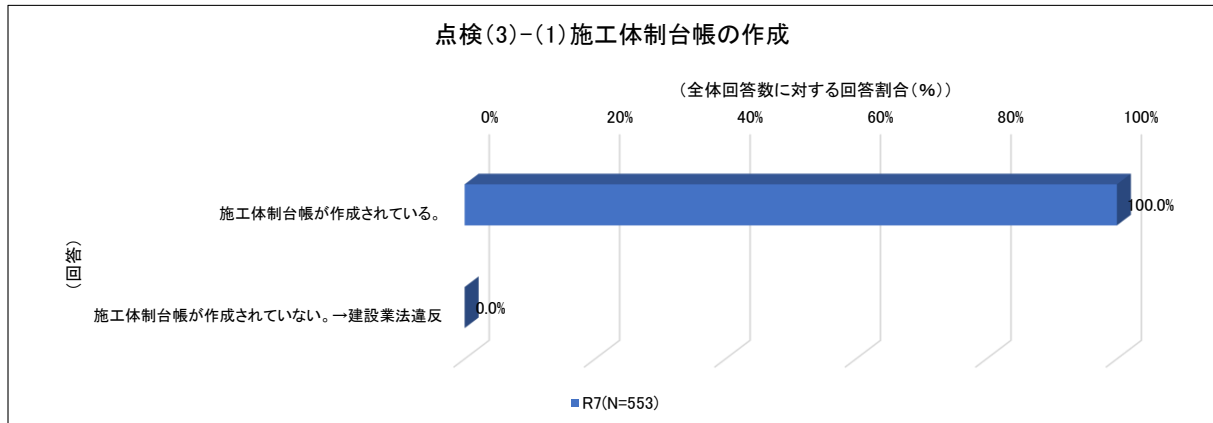


図3 施工体制台帳の作成に関する点検結果

④ 下請負人の主任技術者の資格

下請負人の主任技術者の資格については、建設業法違反に該当する工事はなかった。

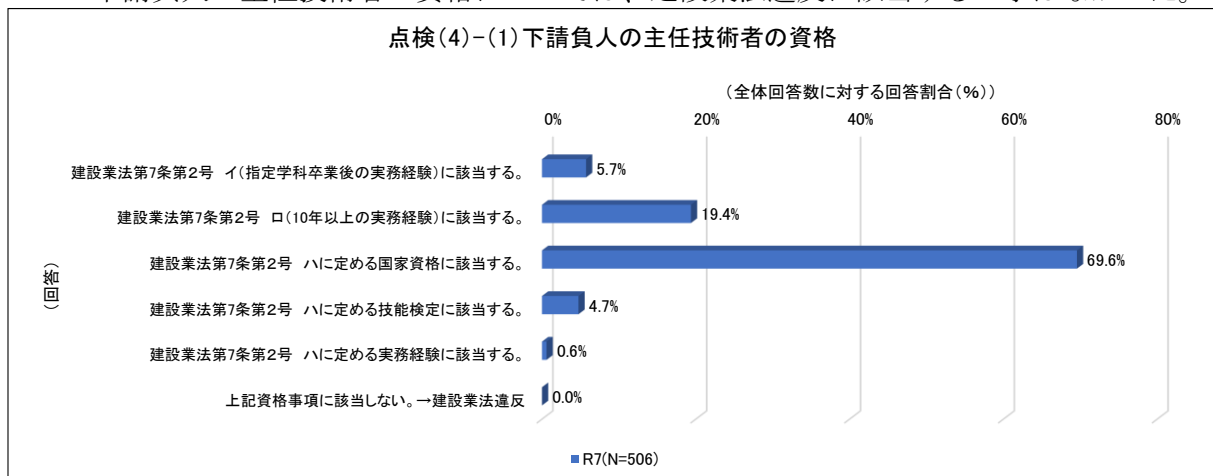


図4 下請負人の主任技術者の資格に関する点検結果

2. 下請負人との契約や施工体制台帳の備え付けに関する点検結果

① 明確な工事内容での下請契約

改善すべき事項のあった工事において特に多かったのが、「機械費等の不明記(12件)」で、次いで「工事数量の不明記(3件)」、「材料費の不明記(3件)」であった。

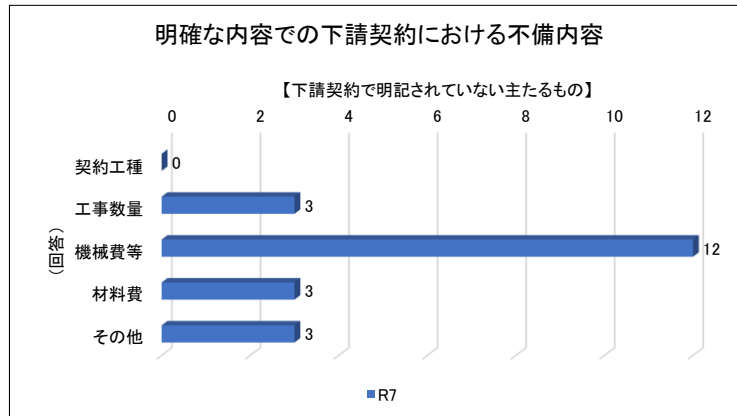
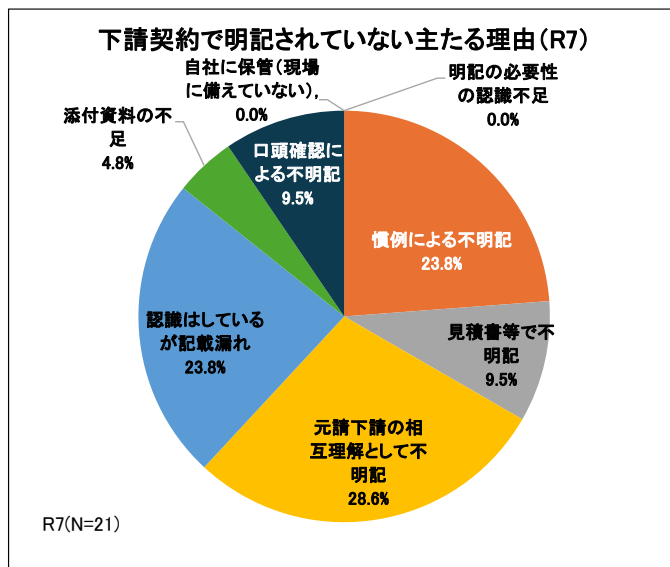


図5 明確な工事内容での下請契約における不備内容

これら不備の主な理由は「元請下請の相互理解として不明記」が最も多く、次いで「慣例による不明記」、「認識はしているが記載漏れ」となっている。



主たる項目	R7件数
明記の必要性の認識不足	0
慣例による不明記	5
見積書等で不明記	2
元請下請の相互理解として不明記	6
認識はしているが記載漏れ	5
添付資料の不足	1
口頭確認による不明記	2
自社に保管(現場に備えていない)	0

図6 明確な工事内容での下請契約における不備の理由

② 施工体制台帳の備え付け

施工体制台帳に関する備え付け不備内容としては、「施工体制台帳の記載内容が不適切」で1件の不備があった。

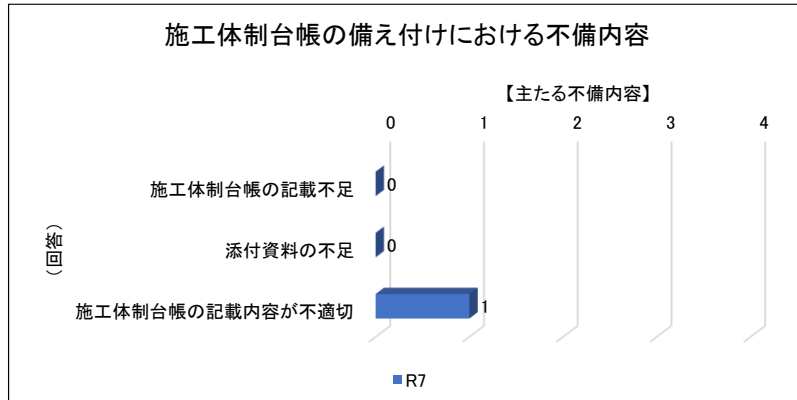


図7 施工体制台帳の備え付け不備内容

不備が生じた主な理由としては、「必要性は認識しているが、整理不足」となっていた。

③ 請負代金の適切な支払い

点検件数のうち、一部の工事では不備があった。主たる不備内容としては、「手形期間が60日以内ではない」が4件、「労務費相当分が現金払いではない」が3件、「下請代金の支払い方法や期間の記載なし」が1件であった。

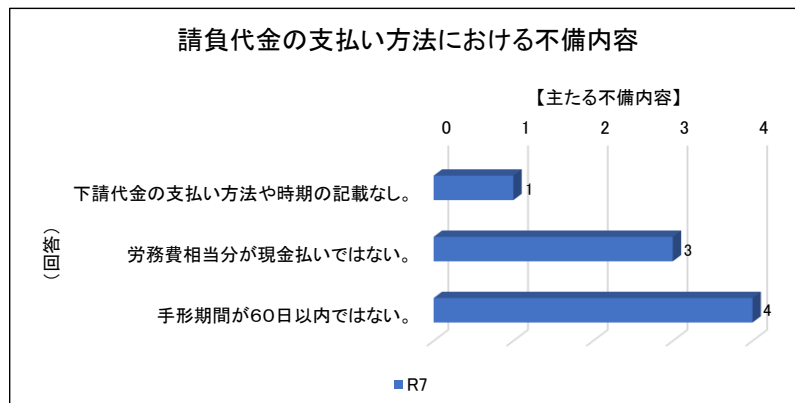


図8 請負代金の支払い方法における不備内容

これらの不備が生じた主な理由としては、「認識不足」、「社内規定が不適切」となっていた。

参考資料

令和7年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について (参考資料)

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検期間

令和7年10月から12月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 対象工事

請負金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）以上の工事。なお、令和5年1月1日から令和7年1月31日に契約した工事では、請負金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事、平成28年6月1日から令和4年12月31日に契約した工事では、請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上の工事、平成28年5月31日以前に契約した工事では、請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上で稼働中の工事

特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

		計	555件（稼働中工事7,883件の約7.0%）
内 訳	一般工事		540件（点検件数555件の約97.3%）
	低入札 工事等	低入札工事	14件（点検件数555件の約2.5%）
		それに準じて重点的な監督業務を実施する工事	1件（点検件数555件の約0.2%）

(3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の資格及び配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）以上の工事。なお、令和5年1月1日から令和7年1月31日に契約した工事では、請負金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事、平成28年6月1日から令和4年12月31日に契約した工事では、請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上の工事、平成28年5月31日以前に契約した工事では、請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

さらに、令和 2 年度からは令和元年度における建設業法の改正に伴い、監理技術者補佐の創設や専門工事に関する事項についてなどの点検項目を追加し、実施要領及び調査要領を大幅に見直したことから、今年度も昨年同様に実施しました。

点検項目

点検（1）

1. 監理技術者等の配置に関する点検

- (1) 元請の監理技術者資格（建設業法第 26 条第 3, 5, 6 項）
- (2) 「元請が JV の場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格
(建設業法第 7 条第 2 項)
- (3) 「元請が JV の場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任
(建設業法第 26 条第 2, 3 項)
- (4) 専門技術者の設置（建設業法第 26 条第 2 項）

点検（2）

2. 下請契約に関する点検

- (1) 下請負人の建設業許可（建設業法第 3 条）
- (2) 下請契約（当初契約及び変更契約）（建設業法第 18, 19, 20 条）
- (3) 下請代金の適切な支払い（建設業法第 19 条の 1、関係通達）
- (4) 一括下請負（丸投げ）の禁止（建設業法第 22 条、入契法第 14 条）

点検（3）

3. 施工体制台帳の備え付けに関する点検

- (1) 施工体制の的確な把握（建設業法第 24 条の 7 及び 8、施行規則第 14 条の 7）
- (2) 施工体制台帳の作成範囲（建設業法第 24 条の 8）
- (3) 施工体制台帳の記載内容と添付書類
(建設業法第 24 条の 7 及び 8、施行規則第 14 条の 2 及び 7)
- (4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加
(建設業法第 24 条の 8、施行規則第 14 条の 2 及び 4)
- (5) 再下請通知書（建設業法第 24 条の 8、施行規則第 14 条の 4）
- (6) 施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 8、施行規則 14 条の 6、入契法第 15 条）
- (7) 建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）

点検（4）

4. 下請負人の点検

- (1) 下請負人の主任技術者の資格（建設業法第 7 条第 2 項）
- (2) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）
(建設業法第 26 条の 3、建設業法第 30 条)
- (3) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）（建設業法第 26 条第 3 項）
- (4) 取引の適正化（契約）（建設業法第 18 条、第 19 条の 3）
- (5) 取引の適正化（資機材）（建設業法第 19 条の 4）

（4）点検方法

点検は、独立性を保持する観点から原則として工事監督職員以外（営繕工事においては、事務所の課長以上とした）により実施しました。点検にあたっては、主任監督員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めています。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

点検（1）

（1）監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で監理技術者の資格保有が確認できました。

また、点検した 555 件のうち、主任技術者のみの配置のため対象外の工事が 24 件（4.3%）でした。

それ以外の工事は、適正に監理技術者資格者証、監理技術者補佐の資格証を携行し、元請などに所属していることが確認できました。

（2）「元請がJVの場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が配置されていることが確認できました。

（3）「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が専任されていることが確認できました。

（4）専門技術者の設置

本点検項目について、建設業法の違反は該当がありませんでした。

点検（2）

（1）下請負人の建設業許可

本点検項目について、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認できました。

（2）下請契約（当初契約及び変更契約）

本点検項目は、令和 2 年度に見直し、当初契約に加えて、変更契約内容についても点検を実施しています。

明確な工事内容での下請契約（当初契約）については、点検した 549 件のうち 522 件（95.1%）が契約書等に、契約工種・工事数量が記載され、機械費等必要な経費及び材料費が含まれていることが確認できました。一方で、下請との契約書等に不備が見られる工事が 22 件（4.0%）でした。

変更契約に関する下請との契約については、対象となる 284 件のうち 4 件（1.4%）が「追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない」に該当しました。

また、下請契約で明記されていない主たるものについては、「機械費等（57.1%）」が最も多く 6 割近くを占めました。

明記されていない主たる理由としては、「元請下請の相互理解として不明記（28.6%）」、「慣例による不明記（23.8%）」、「認識はしているが記載漏れ（23.8%）」で 7 割近くを占めました。

（3）下請代金の適切な支払い

本点検項目について、点検した 551 件のうち 7 件（1.3%）が「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、期間が 60 日以内となっていない」、1 件（0.2%）が「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない。」となっていました。

下請代金の支払い方法の記載内容不備の主な理由については、「認識不足（87.5%）」「社内規定が不適切（12.5%）」となっていました。

（4）一括下請負（丸投げ）の禁止

本点検項目について、点検した全ての工事で、元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できました。

点検（3）

（1）施工体制の的確な把握

本点検項目について、点検した全ての工事で施工体制台帳が作成されていることが確認できました。

（2）施工体制台帳の作成範囲

本点検項目について、点検した全ての工事で施工体制台帳の作成範囲に問題がないことが確認できました。

（3）施工体制台帳の記載内容と添付書類

本点検項目について、施工台帳に記載すべき内容の下請負人に関する事項のうち作業員名簿に不備がある工事が1件ありました。なお、発注者の指示のもと、早急に改善がされたことが確認できました。

（4）施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加

本点検項目については、令和元年度の建設業法の改正に伴い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追記が必要となりました。追加記載事項について、点検した全ての工事で適正な記載がなされていることが確認できました。

（5）再下請通知書

本点検項目について、点検した全ての工事で再下請通知書の内容が確認できました。

（6）施工体系図の掲示

本点検項目について、施工体系図の掲示内容に不備がある工事が2件ありました。なお、発注者の指示のもと、早急に改善がされたことが確認できました。

（7）建設業許可票の掲示

本点検項目について、建設業許可票の提示に不備がある工事が1件ありました。なお、発注者の指示のもと、早急に改善がされたことが確認できました。

点検（4）

（1）下請負人の主任技術者の資格

本点検項目について、点検した全ての工事で主任技術者の資格を有していることが確認できました。

（2）下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）

本点検項目について、点検した全ての工事で主任技術者の資格を有していることが確認できました。

（3）下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）

本点検項目について、対象となる工事（278件）の98.9%が下請負人の主任技術者の専任について「専任すべき工事で、専任している」ことが確認できました。それ以外の1.1%は「元請負人の主任または監理技術者が、”承知している不在”での未確認」となっていました。

(4) 取引の適正化 (契約)

本点検項目について、点検した 515 件の工事の 98.4%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入されることはなかった」ことが確認できました。残り 1.6%の工事では、「(契約について) 把握していない」の回答となっていました。

(5) 取引の適正化 (資機材)

本点検項目について、点検した 509 件の工事の 99.0%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった」ことが確認できました。

また、点検した 499 件の工事の 99.0%が「工事に使用する資材等の購入先を指定され購入させられることはなかった。」ことが確認できました。

なお、いずれの場合も、残りの工事では「(使用資材の購入について) わからない」という回答となっていました。

点検（1）集計結果①

指導→通知 通知 指導のみ 違反の恐れあり 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	福岡航空交通管制部	本省	
1) 監理技術者資格者証及び修了証	監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携行し、元請や構成会社に所属していることが確認できる。（監理技術者資格者証の交付から5年間有効）	1		524	69	38	93	41	67	54	33	26	85	9	5	3	0	1	
	監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携行していないため、元請や構成会社に所属している事が確認できない。または、有効期限を超えている。→建設業法違反	2	指導→通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者資格者証を保有していない（有資格者ではない）→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者補佐が専任され、かつ、監理技術者補佐の資格を確認できる。	4		4	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者補佐が専任されているが、監理技術者補佐の資格を有していない。→建設業法違反	5	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者が兼任先の現場において不在で確認することができなかった。	6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6以外の理由による不在で確認することができなかった。	7		3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	主任技術者のみの配置のため対象外	8	対象外	24	0	2	5	1	1	1	5	1	0	0	1	6	1	0	0
555		555		69	40	98	43	70	57	39	27	85	10	6	9	1	1		
(1)で「6」を選んだ場合）監理技術者が兼任の場合に満たすべき要件																			
請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兼任する建設工事の数が2を超えない	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていない	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講じるための者を配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施工体制を確認する情報通信技術の措置を講じている	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人員の配置を示す計画書の作成、保存等がされている	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
現場状況のための情報通信機関が設置されている	不備なし	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

点検（1）集計結果②

指導→通知
通知
指導のみ
違反の恐れあり
対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	福岡航空交通管制部	本省
2) 元請負人がJVの場合で幹事会社以外の配置技術者の資格	建設業法第7条 第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する者	1		2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	建設業法第7条 第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する者	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法第7条 第2号 ハに定める国家資格に該当する者	3		21	4	3	5	2	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0
	建設業法第7条 第2号 ハに定める技能検定に該当する者	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法第7条 第2号 ハに定める実務経験に該当する者	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無資格（上記1～5に該当しない）→建設業法違反	6	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23			23	5	3	5	2	2	2	1	0	1	2	0	0	0	0
3) 元請負人がJVの幹事会社以外の主任技術者または、監理技術者の専任	主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事で、従前通りどちらかを専任している	1		24	5	4	5	2	2	2	1	0	1	2	0	0	0	0
	主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事で専任していない場合→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者を専任すべき工事で、監理技術者または監理技術者補佐の資格を有する技術者が適正に配置されている。	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者を専任すべき工事で、監理技術者または監理技術者補佐の資格を有しない技術者が配置されている。→建設業法違反	4	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別な理由により不在の場合	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非専任（兼任）で良い場合	6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24			24	5	4	5	2	2	2	1	0	1	2	0	0	0	0
4) 専門技術者の設置	元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に關する主任技術者の資格を有しているため、その者が専門技術者も兼ねている。	1		103	1	12	27	5	8	10	10	5	21	1	1	1	1	0
	元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中でその専門工事に關する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置している。	2		5	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けしている。	3		162	20	9	24	14	28	20	9	7	26	3	1	1	0	0
	上記1～3のどれにも当てはまらない。→建設業法違反	4	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専門工事が含まれていない、または、土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工しない場合（電気工事等）。（対象外）	5	対象外	253	39	16	43	24	30	22	19	8	35	5	4	7	0	1

点検（２）集計結果

指導一通知 通知 指導のみ 違反の恐れあり 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空	大阪航空	福岡航空	本番
1) 下請負人の建設業許可	全ての下請負人の建設業許可が適切（業種や有効期間）であることが確認できる。	1		551	69	38	98	43	69	57	39	26	85	10	6	9	1	1
	一部の下請負人の建設業許可が適切でない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	551			551	69	38	98	43	69	57	39	26	85	10	6	9	1	1
2) 下請契約（当初契約及び変更契約）	①明確な工事内容での下請契約（当初契約）																	
	全ての下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載され、機械費等必要な経費及び材料費が含まれているか確認されていることが確認できる。	1		522	64	34	91	42	68	53	39	26	81	9	6	8	0	1
	一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されているが、機械費等必要な経費又は材料費が含まれていない。	2	指導事項等	17	5	3	2	0	1	3	0	0	2	1	0	0	0	0
	一部の下請契約で契約書等に、機械費等必要な経費又は材料費が含まれているが、契約工種、工事数量が記載されていない（一式契約の工種が含まれる）部分がある。	3	指導事項等	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	全て又は一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されていない（一式契約の工種がある）部分があり、機械費等必要な経費又は材料費が含まれているか否かも記載されていない。	4	指導事項等	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	対象外（注文者が機械費等必要な経費及び材料費を支給しているため。）	5	対象外	5	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0
	549			549	69	39	96	42	69	57	39	26	85	10	6	9	1	1
	②明確な工事内容での下請契約（変更契約）																	
	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できる。	1		280	30	26	55	31	33	29	16	11	40	4	3	1	0	1
	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない。	2	指導事項等	4	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	対象外（追加工事や内容変更該当しない等、変更契約の必要が無い場合）	3	対象外	258	39	12	41	11	34	27	22	15	39	6	3	8	1	0
	542			542	69	38	97	42	67	56	38	26	82	10	6	9	1	1
	③下請契約で明記されていない主たるもの																	
	契約工種	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事数量	2		3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
機械費等	3		12	5	1	1	0	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	
材料費	4		3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	5		3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21			21	5	5	4	0	1	3	0	0	2	1	0	0	0	0	
④明記されていない主たる理由																		
明記の必要性の認識不足	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
慣例による不明記	2		5	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
見積書等で不明記	3		2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
元請下請の相互理解として不明記	4		6	0	2	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	
認識はしているが記載漏れ	5		5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
添付資料の不足	6		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
口頭確認による不明記	7		2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自社に保管（現場に備えていない）	8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21			21	5	5	4	0	1	3	0	0	2	1	0	0	0	0	
3) 下請代金の適切な支払い																		
	①下請代金の適正な支払い																	
	全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間60日以内となっている。	1		543	67	38	98	43	69	56	39	26	81	9	6	9	1	1
	一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、手形期間が60日以内となっていない。	2	指導事項等	7	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
	一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない。	3	指導事項等	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	551			551	69	39	98	43	69	57	39	26	84	10	6	9	1	1
	②下請代金の支払い方法の記載内容																	
	下請代金の支払い方法や時期の記載なし。	1		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	労務費相当分が現金払いではない。	2		3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	手形期間が60日以内ではない。	3		4	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
8			8	2	1	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	
③下請代金の支払い方法の記載内容不備の主な理由																		
認識不足	1		7	2	1	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	
社内規定が不適切	2		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
8			8	2	1	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	
4) 一括下請負（丸投げ）の禁止																		
	元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できる。（施工計画の作成、工程・品質・安全管理等や技術的指導を実施しているか否か）	1		548	69	39	98	43	69	56	39	26	82	10	6	9	1	1
元請または下請が果たすべき役割が果たされていない。（実質的な関与が確認できない）→建設業法違反の恐れがあり下請けへの確認を実施する等、適切な対応を要する	2	違反の恐れあり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
548			548	69	39	98	43	69	56	39	26	82	10	6	9	1	1	

点検（3）集計結果①

指導→通知
 通知
 指導のみ
 違反の恐れあり
 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	福岡航空支庁管轄部	本省
1) 施工体制の的確な把握	施工体制台帳が作成されている。	1		553	69	40	98	43	70	57	39	26	84	10	6	9	1	1
	施工体制台帳が作成されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	70	57	39	26	84	10	6	9	1	1
2) 施工体制台帳の作成範囲	全ての下請負人の施工体制台帳が記載されている。	1		551	69	39	98	43	69	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	建設業法で求められている、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仕様書等により求められている、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		551		551	69	39	98	43	69	57	39	27	83	10	6	9	1	1
3) 記載内容と添付書類																		
(1) 施工体制台帳に記載すべき内容																		
①元請負人に関する事項																		
建設業許可の内容 ※全ての業種	不備なし	○		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
社会保険の加入状況	不備なし	○		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
建設工事の名称・内容・工期	不備なし	○		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
発注者との契約内容（発注者の略号、契約年月日等）	不備なし	○		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
発注者が置く監督員の氏名等	不備なし	○		551	69	40	97	43	69	56	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		551		551	69	40	97	43	69	56	39	27	84	10	6	9	1	1
元請業者が置く現場代理人の氏名等	不備なし	○		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		553		553	69	40	98	43	69	57	39	27	84	10	6	9	1	1
配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別	不備なし	○		552	69	40	98	43	69	56	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		552		552	69	40	98	43	69	56	39	27	84	10	6	9	1	1
建設工事従事者の氏名、職種、生年月日、年齢、保険、退職金、技能レベル、教育・資格・免許、入場・受入年月日（作業員名簿）	不備なし	○		530	69	36	95	43	64	52	36	27	81	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		530		530	69	36	95	43	64	52	36	27	81	10	6	9	1	1
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一斗特定技能外国人の従事状況	不備なし	○		187	18	20	44	8	25	19	15	3	29	1	3	2	0	0
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		187		187	18	20	44	8	25	19	15	3	29	1	3	2	0	0

点検（3）集計結果②

指導→通知 通知 指導のみ 違反の恐れあり 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空	大阪航空	福岡航空	本給
②下請負人に関する事項																		
建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種	不備なし	○		548	69	38	98	43	67	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				548	69	38	98	43	67	57	39	27	83	10	6	9	1	1
社会保険の加入状況	不備なし	○		549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
下請契約した工事の名称・内容・工期	不備なし	○		549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
下請契約の締結年月日	不備なし	○		549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
現場代理人の氏名等	不備なし	○		459	54	31	83	32	56	52	35	24	69	7	6	8	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				459	54	31	83	32	56	52	35	24	69	7	6	8	1	1
主任技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別	不備なし	○		549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				549	69	38	98	43	68	57	39	27	83	10	6	9	1	1
建設工事従事者の氏名、職種、生年月日、年齢、保険、退職金、技能レベル、教育・資格・免許、入籍・入籍年月日（作業員名簿）	不備なし	○		540	69	37	97	43	66	54	37	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				541	69	37	98	43	66	54	37	27	83	10	6	9	1	1
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一号特定技能外国人の従事状況	不備なし	○		358	43	22	75	22	52	35	20	16	57	6	5	5	0	0
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				358	43	22	75	22	52	35	20	16	57	6	5	5	0	0
(2) 施工体制台帳に添付すべき書類【元請負人・下請負人に関する事項】																		
発注者との契約書の写し	不備なし	○		552	69	40	98	43	68	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				552	69	40	98	43	68	57	39	27	84	10	6	9	1	1
下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）	不備なし	○		549	69	39	98	43	67	57	39	27	83	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				549	69	39	98	43	67	57	39	27	83	10	6	9	1	1
元請負人の配置技術者が管理技術者資格を有することを証する書面（現場配置の専任を要する工事のときは、管理技術者資格者証の写しに添付）	不備なし	○		544	69	38	96	43	68	57	36	27	84	10	6	8	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				544	69	38	96	43	68	57	36	27	84	10	6	8	1	1
専門技術者等を配置した場合は、その者の資格を証明できるものの写し（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）	不備なし	○		172	5	10	39	13	23	23	10	10	30	5	1	3	0	0
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				172	5	10	39	13	23	23	10	10	30	5	1	3	0	0
管理技術者、または、主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）	不備なし	○		552	69	40	98	43	68	57	39	27	84	10	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				552	69	40	98	43	68	57	39	27	84	10	6	9	1	1
(3) 施工体制台帳の備え付け不備内容																		
施工体制台帳の記載不足		1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添付資料の不足		2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施工体制台帳の記載内容が不適切		3		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

点検（3）集計結果③

指導→通知 通知 指導のみ 違反の恐れあり 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	福岡航空交通管制部	本省
(4) 備え付け不備理由	必要性は認識しているが、整理不足	1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	必要性を認識していない	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加																		
氏名、生年月日及び年齢	不備なし	0		524	69	36	94	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	524			524	69	36	94	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
職種・社会保険の加入状況	不備なし	0		525	69	36	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	525			525	69	36	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
中退共又は建退共への加入の有無	不備なし	0		524	69	35	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	524			524	69	35	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容	不備なし	0		525	69	36	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	525			525	69	36	95	38	66	57	37	26	76	8	6	9	1	1
建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（工事に従事する者が希望しない場合は、記載を要しない）	不備なし	0		521	69	36	95	38	63	57	37	26	76	8	6	9	0	1
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	521			521	69	36	95	38	63	57	37	26	76	8	6	9	0	1
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一号特定技能外国人の従事状況	不備なし	0		292	45	9	66	17	41	26	16	11	47	4	5	5	0	0
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	292			292	45	9	66	17	41	26	16	11	47	4	5	5	0	0
監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格	不備なし	0		75	11	3	19	7	5	11	1	2	15	1	0	0	0	0
	不備あり	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	75			75	11	3	19	7	5	11	1	2	15	1	0	0	0	0
(5) 再下請通知書																		
(1) 再下請負通知書の内容	上記参考①～⑤まで全ての事項が確認できる。（⑤は対象工事の場合のみ）	1		451	57	32	82	37	58	53	28	21	61	9	6	5	1	1
	上記参考①～⑤のうち、どれかひとつでも書類に不備または提出されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		451		451	57	32	82	37	58	53	28	21	61	9	6	5	1	1
(2) 不備があった主な書類	①自社に関する事項	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④社会保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤外国人建設就労者の従事状況	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 施工体系図の提示																		
「現場内かつ公衆の見やすい場所」に提示されている。	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に提示されている。	1		550	69	40	96	43	68	57	39	27	85	9	6	9	1	1
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に提示されているが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）内容であった。→建設業法違反	2	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に提示されていないが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されている）内容であった。→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に提示されていない。→建設業法違反	4	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別な事由により提示していない。	5		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	553			553	69	40	98	43	68	57	39	27	85	10	6	9	1	1
(7) 建設業許可票の提示																		
発注者から直接届け負った工事であり、元請負人の建設業許可の提示が確認できる。	発注者から直接届け負った工事であり、元請負人の建設業許可の提示が確認できる。	1		552	69	40	97	43	68	57	39	27	85	10	6	9	1	1
	発注者から直接届け負った工事であり、元請負人の一部（JV3社のうち2社など）の建設業許可の提示が確認できる。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発注者から直接届け負った工事であるが、元請負人の建設業許可の提示が確認できない。→建設業法違反	3	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	553			553	69	40	98	43	68	57	39	27	85	10	6	9	1	1

点検（４）集計結果

指導→通知 通知 指導のみ 違反の恐れあり 対象外

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	福岡航空交通管制部	本省
(1) 技術者の資格	建設業法第7条第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する。	1		29	1	3	8	0	6	3	1	1	4	1	1	0	0	0
	建設業法第7条第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する。	2		98	8	5	19	2	22	13	7	2	14	1	3	2	0	0
	建設業法第7条第2号 ハに定める国家資格に該当する。	3		352	46	27	63	36	36	35	20	20	56	7	2	2	1	1
	建設業法第7条第2号 ハに定める技能検定に該当する。	4		24	2	2	5	1	0	3	2	1	4	0	0	4	0	0
	建設業法第7条第2号 ハに定める実務経験に該当する。	5		3	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	上記資格事項に該当しない。→建設業法違反	6	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	506			506	57	37	96	39	64	54	30	25	79	9	6	8	1	1
(2) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）	元請人が注文書の書面による承諾を得て、下請人と書面での合意のもと、元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしている。	1		72	0	5	24	12	9	5	2	0	11	2	0	1	1	0
	元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、注文書の書面による承諾を得ていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、元請人と下請負人が書面による合意をしていない。→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けし、主任技術者を従来通り配属している。	4		90	4	6	16	8	15	14	3	7	16	1	0	0	0	0
	特定専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請け契約をおこなっているが、下請けの主任技術者が資格条件を満足していない。→建設業法違反	5	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	162			162	4	11	40	20	24	19	5	7	27	3	0	1	1	0
(3) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）	専任すべき工事で、専任している。	1		275	37	17	60	24	37	30	14	17	31	5	2	1	0	0
	専任すべき工事で、専任していない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	元請負人の主任または監理技術者が、“承認している不在”での未確認。	3		3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
	元請負人の主任または監理技術者が、“承認していない不在”での未確認。	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発注者承のもと、複数現場での専任が認められている工事である。	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専任すべき工事でない。（対象外）	6	対象外	190	20	16	30	9	24	16	14	7	47	2	2	2	0	1
	468			468	57	33	90	33	61	48	28	24	78	8	4	3	0	1
(4) 取引の適正化（契約）	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない。	1		507	56	38	96	39	64	53	29	25	82	9	5	9	1	1
	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	把握していない。	3		8	0	1	0	0	2	2	0	1	2	0	0	0	0	0
	515			515	56	39	96	39	66	55	29	26	84	9	5	9	1	1
(5) 取引の適正化（資機材）																		
	(1) 不当な使用資材等の購入強制①																	
	工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった。	1		504	56	38	96	39	61	53	27	26	84	9	5	8	1	1
	工事に使用する資材または機械器具を指定され利益を書かれた。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない。	3		5	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	509			509	56	39	96	39	63	55	27	26	84	9	5	8	1	1
(2) 不当な使用資材等の購入強制②																		
	工事に使用する資材等の購入先を指定され購入させられることはなかった。	1		494	56	35	96	39	59	50	27	26	82	9	5	8	1	1
	工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を書かれた。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない。	3		5	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	499			499	56	36	96	39	61	52	27	26	82	9	5	8	1	1